

業 務 委 託 仕 様 書

1. 事業名

斑鳩町地域観光魅力向上事業実施業務

※観光庁 地域観光魅力向上事業採択事業

2. 委託上限額

金 7, 998, 200円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4. 業務目的

法隆寺の拝観者数は、年々減少し法隆寺周辺の聖徳太子ゆかりの4寺の拝観者数も同様に下降しており町全体における観光客数の緩やかな減退が課題である。そこで国内屈指の歴史と文化の地である斑鳩町において、様々な日本の誇るべき真髄に触れられる特別な体験コンテンツを本事業実施期間内に開発し、継続して販売することを目的とした取組みを行う。

5. 事業概要

1400年の歴史と聖徳太子の「和の精神」をもつ日本仏教の源流といわれ国宝や重要文化財の多数を保有する歴史資源の宝庫である斑鳩町にて、日本の誇るべき「文化」「仏教」「武道」の真髄に触れられる特別な体験を新たに開発する。

歴史的価値と文化財の素晴らしさを体感できるような、「観る」だけではない能動的な拝観コンテンツとする。

観光振興に携わる地域の様々な事業者とプロモーション等で連携し、親和性の高い層にアプローチすることで奈良市内から斑鳩町への人流を促進すると共に新たな観光資源の掘り起こしによる新たな来訪者の増加に寄与する。

6. 業務内容

（1）体験コンテンツ開発

①匠と巡る世界文化遺産 法隆寺 仏師ガイドツアー

（対象：国内観光客、訪日外国人観光客）

職人だからこそ語れる専門性をもってその歴史的価値・文化的貴重性を発揮する。訪日外国人観光客に対しては、専門用語を正しく英語で案内できるよう通訳ガイドが匠から学べる英語ガイドスタッフ養成講座を実施する。

②法隆寺の非公開建物「弁天庵」で写経・写仏付拝観ツアー

（対象：国内観光客、訪日外国人観光客）

弁天庵からは国宝 五重塔が望め、参加者のみはその景色を堪能できる。訪日外国人観光客には英語ガイドスタッフが対応し、写経・写仏の意味や作法も安心して体験してもらえるようにする。

③武士道（SAMURAI）精神に触れる剣道体験（対象：訪日外国人観光客）

「SAMURAI」精神の武道を1400年の歴史の町で体験できることはかけがえのないことであり、道着・武具の着用によりフォトジェニックな思い出を提供する。また、見た目やパフォーマンスに偏らない内容とし、黙想や所作など剣道における礼節と武士道精神性を感じることができる構成とする。

（2）備品購入・設備導入

上記コンテンツ開発を実施する上で必要な備品・設備の導入。

（3）プロモーション

ターゲット層（国内観光客と訪日外国人観光客）に応じて、上記コンテンツの認知拡大を図ることにより来訪促進に繋がる効果的なプロモーションの実施。

- ・コンテンツの価値をビジュアルで伝えるPR動画や静止画の撮影、多言語対応によるリーフレットや旅行商品パンフレット、デジタルパンフレット等の作成
- ・旅行商談会への参加
- ・国内旅行会社（第一種・第二種）や海外エージェントとの販売条件の整備と契約
- ・各種OTA登録と販売
- ・WEB・SNSでの定期的な情報発信と外国人インフルエンサーを利用した魅力の訴求

（4）海外向けアドバイザーの配置

訪日外国人観光旅行の専門家による客観的かつ専門的な視点と助言を取り入れる。フィールドワークを行いコンテンツ内容の改善を図るとともに、海外の旅行事業者が販売する際に使用する資料の記載内容について助言を得る。また、必要に応じて日本国内のランドオペレーターを対象としたファムトリップを実施する。

（5）英語ガイドスタッフの養成

専門用語を正しく英語で案内できるよう、通訳ガイドが匠から学べる英語ガイドスタッフ養成講座を実施する。中・長期的に専門性の高い通訳ガイドスタッフを養成することで、持続的なコンテンツ価値の提供と地域における雇用の維持をめざす。

※業務詳細については、資料「地域観光魅力向上事業 事業計画書（抜粋）」を参照すること。

7. 事業の目標

（1）開発した観光コンテンツの販売による集客数

令和7年度：国内観光客50名、訪日外国人観光客50名

令和8年度：国内観光客100名、訪日外国人観光客100名

令和9年度：国内観光客150名、訪日外国人観光客200名

（2）目標を達成するために必要な要素と目標数

①国内外OTAサイトにおける販売：6サイト

②国内リアル販売：8事業者

③海外向け商談会等による販路拡大・タリフ化によるプロモーション：5事業者

(3) 将来性

①匠と巡るツアー

シリーズ化によりバリエーションを豊富にして訪日外国人観光客の増加をめざす。

英語ガイドスタッフの定期的な募集と養成を行い地元で働き活躍できる領域を拡大する。

②拝観及び写経・写仏体験

宿泊プランを加え旅行者の滞在時間の拡大と客単価の増加をめざす。

③剣道体験

団体旅行エージェントからの定期的な送客を維持する。

体験者口コミの積極的な獲得と拡散。

8. 対象とする経費

(1) 体験コンテンツの開発に係る経費（人件費・旅費を含む。）

- ・観光コンテンツの企画開発
- ・ワークショップ、協議会等の開催
- ・専門家からの意見聴取
- ・ガイドの育成、観光イベントの実施
- ・観光戦略の策定
- ・地域事業者等に対するセミナーの開催
- ・開発した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- ・効果測定に必要な調査等

(2) 備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・観光コンテンツの開発に必要な備品の購入や設備の導入等（真に必要不可欠なものに限る。）

(3) 販路基盤整備・プロモーションに係る経費

- ・造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
- ・開発したコンテンツの販路拡大を目的とした販路基盤整備・プロモーションに係る経費
- ・開発した観光コンテンツに関するファムトリップやインフルエンサーの招聘
- ・外部商談会への参加に係る旅費等

9. 対象外とする経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・調査契約締結前に発生した経費
- ・完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- ・新たな観光コンテンツの開発を伴わないイベント開催に要する運営経費
- ・事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信費等）
- ・補助対象事業者における常勤職員の賃金・通期費等の人件費
- ・旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費

- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・モニターツアー参加者の実施場所への旅費等

1 0．事業の対象経費の精算

- ・本事業の実施期間は、契約締結日から遅くとも令和7年12月31日までとする。この期間内に体験コンテンツの開発と販売を実施すること。その上で、遅くとも令和8年2月27日までに完了実績報告書を含む、全ての精算書類（関係各社への支払証憑を含む）の提出を済ませること。
- ・期間内に事業を完了できなかった場合は対象経費の精算ができない場合があるので注意すること。

1 1．留意点

天変地異や感染症拡大等の予期できない事業外の事由により、事業の一部または全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられるが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とする。

1 2．著作権の帰属

企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、企画提案書について、事業者の選定、公表、その他町が必要と認めるときには、町はこれを使用できるものとする。応募者は、企画提案書の提出をもって企画提案書の公表等に同意したものとする。

1 3．業務上知り得た情報の秘密保持

受託事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

1 4．業務実施に係る留意事項

- (1) 本事業は、観光庁「地域観光魅力向上事業」の採択を受けていることから、公募要領(https://miryoku.go.jp/koubo_shinseiyoushiki.html)を熟読し、各要件を遵守すること。
- (2) 本事業全体の進捗管理、調整を図ることができる組織的な実施体制を整備すること。
- (3) 観光庁「地域観光魅力向上事業」の趣旨に鑑み、観光コンテンツの継続的な販売が可能な販路を構築すること。
- (4) 体験コンテンツに関する問い合わせ先は斑鳩町とし、法隆寺等への直接の問合せは厳禁とする。

1 5．その他留意事項

- (1) 受託事業者は、この仕様書に基づき業務を行うほか、常に本町と連絡を取りその指示に従うこと。また、この仕様書のほか事業目的を達成するために必要な事項については本町と協議すること。

- (2) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、本町は契約金額以外の費用を負担しない。なお、契約金額については後払いとして全ての業務完了後に支払う。
- (3) 受託事業者が業務を遂行するにあたり、必要となる経費が当初の見積から変更が生じる場合は、事前に本町と協議し、指示に従うものとする。特に、数量と単価を同時に変更する場合には、詳細積算資料を調製し本町の承認を事前に得ること。
- (4) 受託事業者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害についての一切の責任を負い、本町に発生原因及び経過等を速やかに報告し、本町の指示に従うものとする。

1 6．疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本町と受託事業者が誠意をもって協議を行い、これの解決を図ること。

以 上